

令和3年度のICT化の取組実施案（提言のたたき台）

議会改革検討小委員会作業部会

1 基本的な考え方

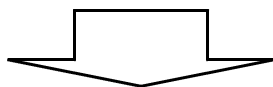
- 府議会のICT化を推進していく中で、ペーパーレス委員会の「本格実施」については、令和5年度（改選後）を目安とすることとしている。〔注〕

〔注〕令和2年3月答申のとおり。なお、この考え方は、11月30日小委員会でも確認されたため、今年度答申の「ICT化実施計画（仮称）」でも、その旨、記載される。

- そのためには、令和2年9月に試行したペーパーレス委員会（総警、文教）のアンケート結果等で把握したそれぞれの議員の状況を踏まえつつ、早期に活用したいという声にも応える「発展的試行」を行い、「本格実施」につなげていく必要がある。
- ◎ 令和3年度においては、上記の位置付け・スケジュール（目安）の下、次の基本的考え方に従い、試行を進めることとし、そのための具体的方策として、2のとおり提言する。

<基本的考え方（令和3年度）>

- ① 現時点では、自身が「使いやすい方」を「使う」のが「審議の充実につながる」とみられる中で、まずは紙を使ってもよいし、使わなくてもよい（ペーパーレスで対応）という形で取り組めるようにする。
- ② その上で、議員それぞれがICTのメリットを生かすことができ、また、導入によるデメリットが生じないような配慮・工夫した試行実施に努める。
- ③ 執行部のICT化の進展状況に応じた取組となっているかどうか、ICT化がかえって職員の事務負担を増加させないかどうか等を踏まえる。



<具体的方策>

- ◎ 「紙」も「ペーパーレス」も対応できるICT環境の整備（上記①、②）
- 令和3年度から、ペーパーレス会議システムを導入する。
- ◎ 委員会の審議充実のためのペーパーレス会議システムの試行運用（＼①～③）
- A 「紙」でも「ペーパーレス」でもよいとする委員会（常任・特別）の運営を、それぞれの所属委員の状況や執行部の状況等を踏まえ、柔軟に工夫・試行。
- B 9月定例会での実施を目途に、全ての常任委員会においてペーパーレス会議システムによる運営を試行。

2 提 言 [たたき台]

(1) 全ての議員に向けた「ペーパーレス会議システム」の導入・活用

- 「ペーパーレス」を希望する議員の声に応え、必要なICT環境を整備するため、令和3年度からシステムを導入する。
- もちろん、システムの導入により、現時点では、委員会では「紙」を希望する議員も含めて、事務所や御自宅のパソコンから、また、移動先からでも、委員会資料等にアクセスできるようになる（ただし、実際に資料にアクセスできるようになるは、(2)の試行に掲げる委員会の運営事項）ので、それぞれの議員の状況に応じて、どの議員もICTのメリットを実感いただけるよう、システムを活用する。

① 導入の時期

- ・ 9月定例会でのペーパーレス委員会の第二次試行（(2)参照）の実施タイミングを導入の目途とし、準備・調達する。

② ペーパーレス会議システムの仕様

- ・ 導入するペーパーレス会議システムは、次の条件を満たすものから選定。

- ・ 文書の通知機能を備えており、説明しながら該当ページがスムーズに表示できること。
- ・ 文書へのメモ機能、文字検索機能、しおり機能を備えていること。
- ・ 複数ファイルに対する横断検索機能を備えていること。
- ・ 使用できる端末の種類、OSに汎用性があること。
- ・ フォルダ容量、ライセンス数について拡張性があること。
- ・ セキュリティについて必要な対策がとられていること。 等

③ 各議員が使用する情報端末機器

- ・ 令和3年度は、現行申合せのとおり、各議員が保有する情報端末機器（タブレット端末、ノートパソコン等）を使用する。
- ・ 令和5年度（改選後）以降の「本格実施」時における情報端末機器のあり方については、(2)の試行・検証を踏まえ、更に検討する。

(2) 「ペーパーレス会議システム」を活用した委員会運営の試行・充実

- 委員会の運営に属する事項については、委員会として判断される性質のものであるがより実効的にICTのメリットを審議の充実等に生かすという目的を達成するために以下のような試行を実施してはどうか。

〔 試行の位置づけは令和2年度と同様に、平成30年度以降、委員会の申合せにより取り組んでいる「情報端末機器の活用試行」の一環として実施する。 〕

A 委員会における柔軟な試行（常任委員会・特別委員会）

- 「紙」でも「ペーパーレス」でもよいとする委員会（常任・特別）の運営を、それぞれの所属委員の状況や執行部の状況等を踏まえ、柔軟に工夫・試行してはどうか。
（【例】全ての委員が「ペーパーレス」の場合に「ペーパーレス」で進行、参考人説明聴取については説明資料を「ペーパーレス」とする 等）

B ペーパーレス委員会の第二次試行（全ての常任委員会）

- 令和2年度に、2つの常任委員会（文教、総警）に限定して「ペーパーレス委員会」を試行したが、(1)のシステムの導入を受け、令和5年度（改選後）以降の「本格実施」につなげる「ペーパーレス委員会」（第二次試行）を試行してはどうか。
- 第二次試行では、昨年度の試行の取組も含めて、全ての議員が少なくとも1回はペーパーレス委員会を体験できるようにすることで、ICTのメリットの更なる浸透を図るとともに、その結果を「本格実施」に反映してはどうか。

① 実施する常任委員会

- ・ 全ての常任委員会で試行する。

② 実施の時期

- ・ 9月定例会での試行を目途とする。

③ 各議員が使用する情報端末機器

- ・ 原則、各議員が保有する情報端末機器（タブレット端末、ノートパソコン等）を使用する。
- ・ 令和2年度の試行の対象者でなく、かつ、情報端末機器を保有していない議員については、府が情報端末機器をレンタルするなどの対応を行う。

④ その他

- ・ 実施にあたっては、議員それぞれの状況に応じて、操作研修の実施、相談体制の整備等、適切なサポートを行う。
- ・ 執行部のICT化の進展状況に応じた取組となっているかどうか、ICT化がかえって職員の事務負担を増加させないかどうか等を踏まえ、十分に調整を行う。